

日 日時 場 場所 対 対象 料 料金 申 申込み 問 問合せ
ID ホームページ ④ メール ⑤ 電話 ⑥ 郵送 ⑦ はがき
⑧ 往復はがき ⑨ 窓口 ⑩ ファックス

✓ 申込みや問合せの受付時間の記載のないものは、
開庁・開館時間

金婚祝賀会

結婚50周年を祝う金婚祝賀会を秋に開催します。参加には申込みが必要です。

日 11/21(金) 場 市民会館
対 昭和50年に結婚し、令和7年1月1日現在、市内に
居住しているこれまで申込んでいない夫婦 料 無料
申 7/31(木)までに、①〒・住所 ②お住いの小学校
区 ③ご夫妻の氏名(ふりがな) ④年齢 ⑤電話
番号 ⑥結婚記念日を記入し、⑦、⑧、⑩で
問 社会福祉協議会(〒311-4141赤塚1-1、☎309-5001、
FAX309-5525、✉chiiki@mito-syakyo.or.jp)

ID 0004097

高齢者のための相談窓口

高齢者支援センターは、高齢者本人、家族、
地域の方からのさまざまな相談に応じています。

「介護予防教室に参加したい」「家族の物忘れが進んだ」「近所で虐待されている高齢者がいる」など、気になることがあるときは、お住いの中学校区を確認のうえ、お問合せください。

高齢者支援センター名	担当する中学校区	問合せ
中央	第一・第二中	☎306-9582
東部	第三・千波中	☎246-6216
南部第一	第四中	☎246-5690
南部第二	緑岡・見川・笠原中	☎241-4821
北部	飯富中、国田義務 教育学校、第五・ 石川中	☎246-6003
西部	赤塚・双葉台中	☎246-6333
常澄	常澄中	☎246-6155
内原	内原中	☎257-5466

問 地域支援センター(☎232-9110)

いきいき シニア 情報館

シルバー人材センター 女性限定入会説明会

女性会員の職業体験談や仕事の説明を行います。知識や経験を活かして働いてみませんか。

日 7/25(金) 13:30から
場 シルバー人材センター
対 市内に居住する60歳以上の女性
料 無料
申 事前に、☎またはIDで
問 同センター(☎303-7272)



水戸医療センター出前講座

先着25名

水戸医療センターの理学療法士から、「転倒
予防」について学びます。

日 7/30(水) 13:30～14:30
場 いきいき交流センター葉山荘
対 市内に居住する60歳以上の方 料 無料
申 7/14(月)9:00～18(金)に、⑧または☎で
問 いきいき交流センター葉山荘(☎243-5508)

ID 0073515

高齢者の聞こえの講座

先着各25名

言語聴覚士による講話。耳の働き、高齢者の
聞こえの現状などについて学びます(聴力検
査は行いません)。

場所	日時
いきいき交流センター あじさい	8/28(木) 10:00～11:30
いきいき交流センター あかね荘	10/17(金) 10:00～11:30
いきいき交流センター 葉山荘	12/17(水) 10:00～11:30
市役所4階	R8.2/19(木) 10:00～11:30

対 市内に居住する65歳以上の方 料 無料
申 開催日の1週間前までに、☎で
問 地域支援センター(☎297-5903)

75歳以上の方、一定の障害があると認定された65歳以上の方へ 後期高齢者医療資格確認書を送付します

問 国保年金課(☎232-9528)

現在使用している被保険者証または資格確認書の有効期限は、7月31日(木)です。8月からの新しい資格確認書は、7月10日(木)から順次送付します。7月25日(金)までに届かない場合は、お問合せください。

なお、この資格確認書は、特定記録郵便で送付しますので、受領時のサインは不要で、不在時でもポ

ストに投函されます。

自己負担の割合(1割、2割または3割)は、令和6年中の世帯の所得に応じて判定します。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録している場合(マイナ保険証)は、8月1日以降も継続して使用することができます。

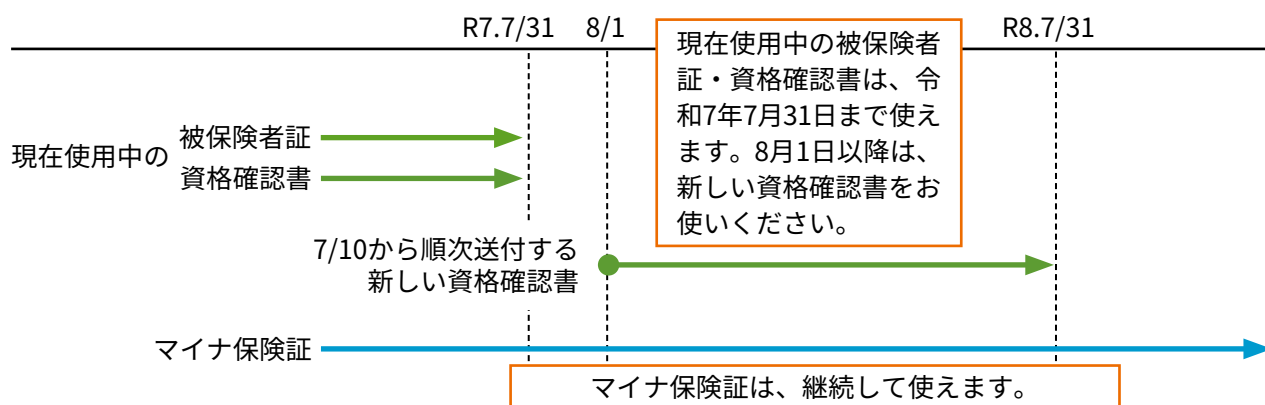
資格確認書の暫定的な運用について

令和6年12月2日以降、新しく資格を取得された方や再交付を申請された方へ、マイナ保険証の利用登録状況に関わらず、資格確認書を暫定的に発行しています。

この運用は令和7年7月31日までの予定でしたが、令和8年7月31日まで継続することが決定したため、

今回の更新ではマイナ保険証を使用している方を含むすべての被保険者の方へ、令和7年8月1日から使用する資格確認書を送付します(申請不要)。

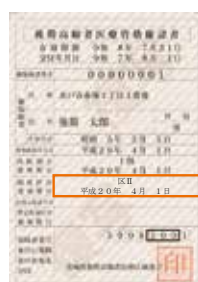
なお、暫定的な運用の終了後は、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を、お持ちの方には「資格情報のお知らせ」を送付します。



「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の廃止と資格確認書への併記について

被保険者証の廃止にあわせて「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も廃止となりました。

現在「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付されている方には、高額療養費制度における限度区分などが併記された資格確認書を送付します。



資格確認書に限度区分などが併記されます